



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県公報売りさばき人の指定等を廃止する告示（総務私学課） ..... 1
- 救急病院の告示（医務課） ..... 1
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） ..... 1
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 2
- 県道の供用の開始・2件（道路管理課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 正 誤

- 平成23年 3月18日付け公報定期第3936号中訂正 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第227号

平成15年沖縄県告示第519号（県公報売りさばき人の指定等）は、廃止する。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第228号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院	島尻郡八重瀬町字外間171番地1	医療法人沖縄徳洲会	平成23年 2月 1日	平成26年 1月31日

### 沖縄県告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成23年 4月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷イシッピ原1676番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 390号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市上野字新里980番1から 宮古島市上野字上野392番まで	13.8m ~ 75.5m	2,691.4m
新	宮古島市上野字新里980番1から 宮古島市上野字上野392番まで	14.0m ~ 70.2m	2,691.4m

**沖縄県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 保良上地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市下地字嘉手苺337番3から 宮古島市下地字与那覇1132番3まで	12.1m ~ 41.7m	4,060.0m
新	宮古島市下地字嘉手苺337番3から 宮古島市下地字与那覇1132番3まで	12.1m ~ 39.1m	4,060.0m

**沖縄県告示第232号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成23年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 真地久茂地線
- 2 供用開始の区間 那覇市字真地165番2から那覇市字識名1100番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

**沖縄県告示第233号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 路線名 黒島港線
- (2) 供用開始の区間 竹富町字黒島1474番4から竹富町字黒島644番まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年4月1日
- 2 (1) 路線名 黒島港線
- (2) 供用開始の区間 竹富町字黒島644番から竹富町字黒島610番1まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年4月1日
- 3 (1) 路線名 黒島港線
- (2) 供用開始の区間 竹富町字黒島611番1から竹富町字黒島466番まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年4月1日
- 4 (1) 路線名 黒島港線
- (2) 供用開始の区間 竹富町字黒島510番7から竹富町字黒島509番4まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年4月1日
- 5 (1) 路線名 黒島港線
- (2) 供用開始の区間 竹富町字黒島496番1から竹富町字黒島457番1まで
- (3) 供用開始の期日 平成23年4月1日

**沖縄県告示第234号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第354号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・沖2号こどもの国公園
- 3 事業施行期間 平成21年6月9日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成21年沖縄県告示第354号の事業地に沖縄市胡屋五丁目及び六丁目を加える。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

正 誤

平成23年3月18日付け公報定期第3936号掲載の「児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第24号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
13	上から22	児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令	沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令
13	上から25	児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令	沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

13	上から26	児童福祉施設等嘱託医設置規程	沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程
----	-------	----------------	-------------------

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8